

## 地域生活支援拠点等の報告

(令和3年4月～6月)

### 1 地域生活支援拠点等とは

障がい者の高齢化や障がいの重度化が進むなか、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活することができるようにするため、次の5つの機能を整備し、地域全体で支える体制を構築するもの

#### 【当市における整備】

	機能	内容
(1)	相談	「障がい者生活支援センターかすがい」において、土日 も相談に応じるとともに、緊急で保護された者やひとり 暮らし体験した者の今後の生活について、コーディネート を行う。
(2)	緊急時の 受け入れ・対応	短期入所の居室1室を常時確保し、緊急時に24時間体 制で保護をする。
(3)	体験の機会・ 場の提供	・「グループホーム花桃」において、居室を男女各1室 確保し、いつでも体験ができる場を提供する。 ・ひとり暮らし体験を目的とした賃貸住宅の短期利用 について、家賃を助成する。
(4)	専門的人材の 確保・養成	拠点を効果的に運用するため、人材育成や地域の体制づ くりを進めていく。
(5)	地域の 体制づくり	

### 2 各機能の実施状況

(1) 相談 資料9(18頁)を参照

(2) 緊急時の受け入れ・対応

項目	件数	備考
短期入所	1件	親の急病による緊急時利用
短期入所(措置)	0件	

(3) 体験の機会・場の提供

項目	件数	備考
GH体験入居	0件	6月に開所予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、6月中 の受入れは中止
賃貸住宅体験利用	1件(30日)	賃貸住宅のひとり暮らし体験 (上限:1日3,500円及び年間31日以内)

(4) 専門的人材の確保・養成

自立支援協議会において、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所が中心となり、各種研修を実施している。

(5) 地域の体制づくり

自立支援協議会において、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所が中心となり、地域課題に対応できるよう関係機関との連携を図っている。

### 3 関係機関等への周知

	日時	備考
(1)	令和3年6月18日	相談支援連携部会全体会
(2)	令和3年6月23日	春日井市手をつなぐ育成会総会

※ その他、春日井市公式ホームページで地域生活支援拠点等について掲載し、周知を図っている。

### 4 主な相談内容と今後の課題

**【土日の相談状況について】**

- ・相談件数は多くはなく、まだ十分に周知されていないと考えられる。
- ・家族が新型コロナウイルスに感染し入院となり、濃厚接触者として自宅に1人で過ごすことになった知的障がいの方に対し、土日も安否確認を行うことができた。

**【グループホーム花桃の体験利用について】**

- ・5月10日から受付を開始し、6月から開所としていた。しかし、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発令された為、6月は受付・受入れを中止している。

- ・体験利用を希望する問い合わせは6月までで8件あった。
- ・短期入所の代わりに体験利用したいとの問い合わせがあった。今後もこのような事例があれば、体験利用の本来の目的が正しく周知されるよう検討する必要がある。

**【緊急時の対応について】**

- ・緊急時の対応が迫られたときに迅速に介入できるように、緊急時に支援が必要な世帯の把握や、有効的な資源の把握が常にできるような仕組みづくりを検討する必要がある。